

整理番号

22

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 4月 17日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使 途	前原かづえ議員 県政事務所4月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....



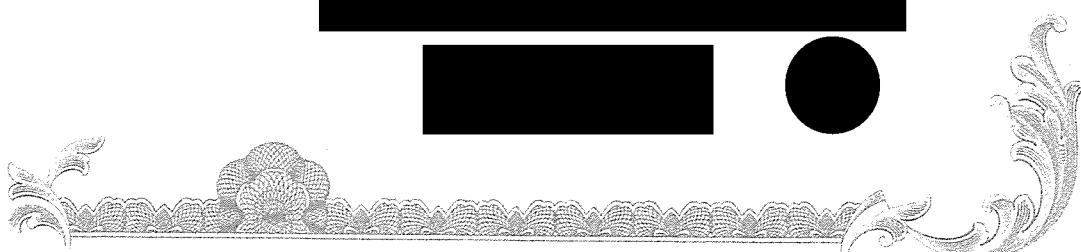
前原かづえ 様

金額

20,000 円

但 4月分県政事務所家賃代

2022年 4月 17日 上記正に領収いたしました



整理番号

39-1

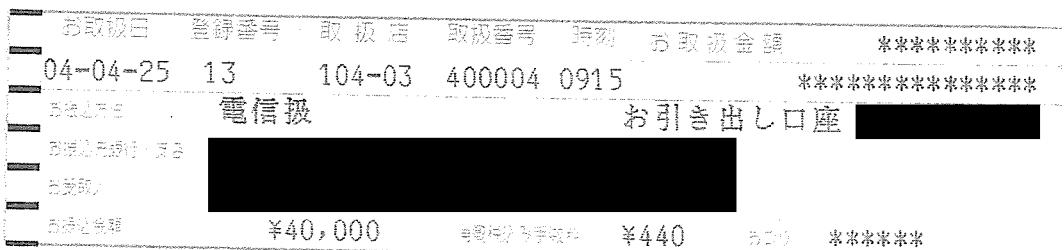
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 4月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
使 途	村岡議員 県政事務所 4月分及び送金料 <i>家賃</i>		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途 :村岡議員 県政事務所 4月分及び送金料

店舗賃貸借契約書  
(第各所)

所在	地	110号室	内	26~20
名称	本店	店舗	2階	201号室
面積	35.00m <sup>2</sup>			

構	造	木造モルタル貯蔵建	棟
質	料	(うち消費税 円也) 管理費 金 (うち消費税 円也) 共益費 金	(うち消費税 円也) 金 (うち消費税 円也) 金
保証	金	4,000円也	4,000円也
取扱	金	4,000円也	4,000円也

但し無利原の約定。敷金又は保証金を貰いに充当すること、もしくは乙の債務支払い賃貸設定等に供することを禁する。□本証をもつて賃り証とする。

〔以下甲と称す〕

〔以下乙と称す〕

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に貰いし、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを貰いし賃貸を支払うことを約した。

第2条 貸賃借の期間は、2年3月/日より5年2月日迄の間である。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月未田迄に甲方に持参し支払うこと。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公用課、物品の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得ていい。明渡しの際は自費をもつて原形に復すか或は無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件店舗に於て事業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 次の場合には、甲は向らの催告を要しないで直ちに本件賃貸契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 賃借物件の一部又は全部につき、買賣権の譲渡、転貸をした場合。  
が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による法的無断買賣権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を/ケ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償金を支払わざ又は賃貸の支払いを怠る。

第9条

乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に告説を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じて解約の意志表示をした日以後3ヶ月分の賃料を支払わなければならぬ。

第10条 運賃保証人は乙と運賃の上、本契約により生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に関する紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約条項)  
1) 令和3年7月20日に所有者が更り、前所有者との契約を継承すまこととする。  
2) 貨料(以下記述)

整理番号 39-2

三 準

1) 本件建物の賃貸業者名(略) 2) 有限会社キワエスター  
住 所 代表取締役 常盤剛  
氏 名 電話 0482-62-1771  
3) 取引主任者 第 [REDACTED]

整理番号

87

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 5月 20日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使 途	前原かづえ議員 県政事務所5月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

領収証 前原かづえ 様

金額 ￥ 20,000 円

但 5月分県政事務所家賃代

2022年 5月 20 日 上記正に領収いたしました




整理番号

94-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 5月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法: (40,000+440)×0.8 )
使途	村岡議員 県政事務所 5月分及び送金料 ( [REDACTED] 家賃 )		

## 領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

支取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額	※※※※※※※※
04-05-25	13	104-05	400002	0912		※※※※※※※※
お会計手帳		電信扱			お引き出し口座	[REDACTED]
お預り手帳						
お受取手帳						
お預り金額	¥40,000	お預り金額	¥440	お引出し金額		※※※※※※

用途: 村岡議員 県政事務所家賃 5月分送金料  
( [REDACTED] )

# 店舗賃貸借契約書

(本務各所)

所在地	〒107-0052 西26-20
室番号	本店/店舗 2階 201号室
面積	35.00m <sup>2</sup>

賃料	木造モルタル外観アーチ建棟	内) (うち消費税 円也)	管理費 (うち消費税 金)	共益費 (うち消費税 金)
保証金	4,000,000円也	4,000,000円也	金	金
敷金	4,000,000円也	4,000,000円也	金	金

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い権設定等に供することを禁する。口頭証をもつて割り証とする。

（以下甲と称す）  
（以下乙と称す）

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に販賣し、それを使用及び取扱をさせることを約し、乙はこれを販賣し賃貸を支払うことを約した。

第2条 貸賃借の期間は  
2年3ヶ月迄向う3ヶ月毎間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 未 日迄に甲方に持参し支払うこと。  
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公用課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

第4条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得ていい、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか或は無償にて残置するものとする。

第5条 乙は本件店舗に於て 名前 以外を営むではない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第6条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。

2) 貸借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は破壊した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賃借額 94-2

第9条 つた時は、賃主は 金 金をもつてこの弁済に充當することができる。  
乙の都合により本契約を解除する時は 3 ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後 3 ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第10条 連帶保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に関する紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約項)  
① 令和3年7月30日にアレルギーが変り、前戸所有者との契約を継承する。  
（資料依頼先）

（以下略）

上記契約の証として、本契約書を乙通作成し各当事者署名捺印の上各書通を保有する。

（年月日）  
3年7月30日

住 所

主 氏 名(甲)

現住所

主 氏 名(乙)

現住所

連帶保証人 氏 名

（以下略）  
（年月日）  
3年7月30日

住 所

取引業者 氏 名

（以下略）  
（年月日）  
3年7月30日

住 所

別紙

整理番号

146

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	22年 6月 20日	支 出 額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使 途	前原かづえ議員 県政事務所6月分家賃		

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....



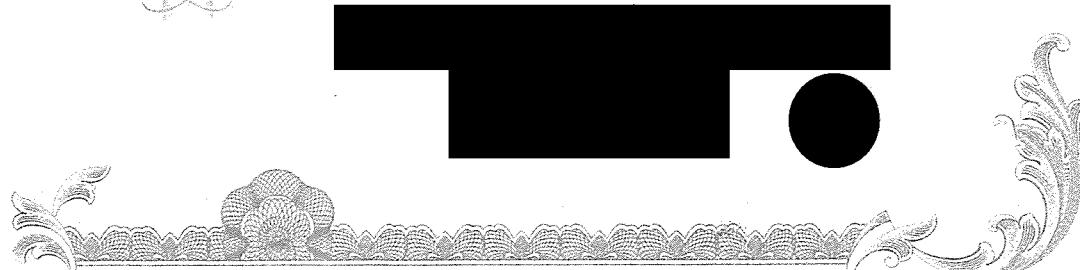
前原 かづえ 様

金額

20,000 円

但 6月份県政事務所家賃代

2022年 6月20日 上記正に領収いたしました



整理番号 149 - 1

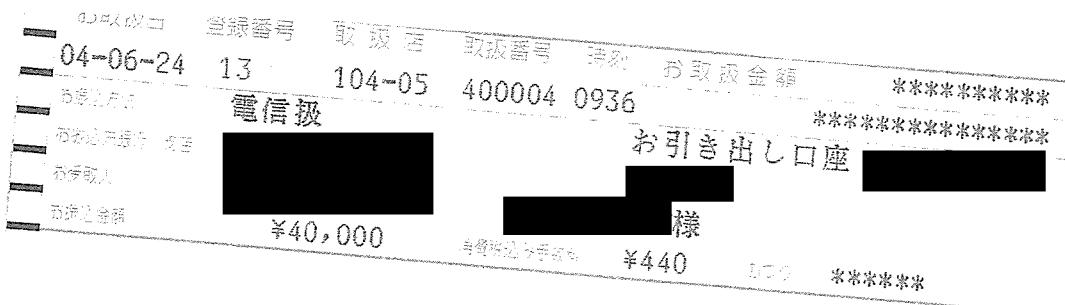
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	22年 6月24日	支 出 額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
使 途	村岡議員 県政事務所 6月分及び送金料 <i>家賃</i>		

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途 : 村岡議員 県政事務所 6月分及び送金料  
*家賃*

# 店舗賃貸借契約書

所 在 地	東京都文京区本郷2-26-20
物 件 名 称・番 号	本郷店舗 2階 201号室
面 積	35.00m <sup>2</sup>

賃 料	（うち消費税 円也）	管理費	（うち消費税 円也）
支 付	40,000円也	共益費	（うち消費税 円也）
但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃権設定等に供することを禁ずる。口座証をもつて預り証を発行する	金 40,000円也	金	円也

賃主 [REDACTED] (以下甲と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。

第 2 条 貸賃借の期間は [REDACTED] 年 3 月 / 日より 5 年

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第 3 条 乙は賃料翌月分を毎月 [REDACTED] 日迄に甲方に持参し支払うこと。

第 4 条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する粗勘公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第 5 条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

第 6 条 乙は本件店舗に於て [REDACTED] 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第 7 条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対し明渡しを求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 貸借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わざ又は支払を怠った時は、貸主は [REDACTED] 金をもつてこの弁済に充当することができる。

乙の都合により本契約を解除する時は [REDACTED] ケ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ清算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降 3 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

第 10 条 運営保証人は乙と運営の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項) 令和3年7月30日に前所有者が更り前所有者より契約を継承するものとする。

(賃料引渡し先) [REDACTED] (印)

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し各当事者署名捺印の上各々通を保有する。

3 年 7 月 30 日

賃 主 住 所

[REDACTED]

現住所 東京都小金井市4丁目15  
氏名(甲)

賃 主 住 所

[REDACTED]  
現住所 東京都小金井市4丁目15  
氏名(乙) 有岡正彌

賃借人  
連帯保証人  
氏名

取引業者 住 所  
有限会社トキワエステート  
代表取締役 常盤隆則  
氏名 電話 0482-62-1771

取引主任者 第 ■ 号

整理番号

181

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 7月 19日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使途	前原かづえ議員 県政事務所7月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

領收証

前原 かづえ

様

金額

20,000 円

但 7月分県政事務所家賃代

2022年 7月 19 日 上記正に領収いたしました

[REDACTED]

[REDACTED]



10
----

整理番号

200-

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6:人件費		
7:事務所費		
9:資料購入・作成費		
10:交通費		

支出年月日	22年 7月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法: (40,000+440)×0.8 )
使 途	村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 7月分及び送金料		

領 収 書 等 貼 付 欄	日本共産党埼玉県議会議員団
<p>■ お取扱日 営業番号 取扱店 取扱番号 時刻 お取扱金額 ※※※※※※※</p> <p>■ 04-07-25 13 104-05 300007 0915 ※※※※※※※※※※※</p> <p>■ お送り行先 電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]</p> <p>■ お振込銀行 支店 [REDACTED] [REDACTED] 様</p> <p>■ お預け人</p> <p>■ お振込金額 ￥40,000 お預け手数料 ￥440 あづ おおき</p>	
使途:村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 7月分及び送金料	

# 店舗賃貸契約書 (本務各ア所)

物 件 名 称 の 表 示	所 在 地	東京都文京区西2丁目26番20号室
面 積	構 造	木造モルタル瓦葺2階建 檻
賃 料	(うち消費税 円也) 壱ヶ月 ￥40,000円也	管理費 (うち消費税 金) 金 円 共益費 (うち消費税 金) 金 円

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払に賃借設定等に供することを禁ずる。口本証をもつて預り証とする別紙類の証を発行する  
(以下甲と称す)  
(以下乙と称す)

賃主 借主

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを真偽に偽り賃貸を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は  
2年3ヶ月  
日迄向う  
2月  
は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃料翌月分を毎月  
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し

賃物に附する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様着の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得ていい、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

乙は本件店舗に於て  
はこの限りではない。  
甲乙の合意が成立した場合は、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸契約を解除して乙に對して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。  
3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

甲は故意及過失を問わずに建物に損害を与えた時はその状況により損害

- 賠  
つた時は、賃主は ~~支払~~ 金をもつてこの弁済に充当することができる。  
乙の都合により本契約を解除する時は、~~3~~ ケ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に申入れを怠つた場合は、乙は清算し乙に返還すること。万一賃主がこの申入れを怠つた場合は、甲は解約の意志表示をした日以降 ~~3~~ ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

- 第9条 運賃保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。  
本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

- 第10条 第11条 (特約項)  
令和3年7月30日に所有者が変り、前所有者として  
契約を継承する旨の記入  
(賃料未記入)

横幅聯印  
200-2

上記契約の証として、本契約書を乙と通作成し各当事者署名捺印  
の上各書面を保有する。

令和3年7月30日

賃主

住 所

氏 名(甲)

現住所

氏 名(乙)

運賃保証人

氏 名

④  
横幅聯印  
200-2

横幅聯印  
200-2  
有限会社キワエスデータ  
代表取締役 常盤隆一  
氏名 0482-62-1771  
取引主任者

12

整理番号

251-1

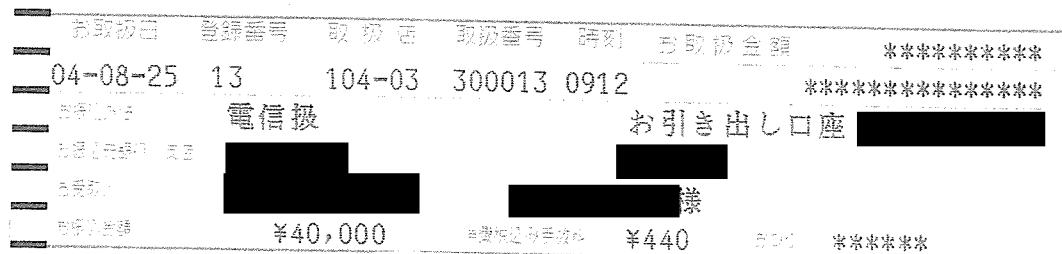
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 8月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
使途	村岡議員 県政事務所 8月分及び送金料 <i>家賃</i>		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途 : 村岡議員 県政事務所 8月分及び送金料

*家賃*

# 店舗賃貸契約書

(本稿各所)

所在地	110番地西2～26～20
室番号	本屋店舗・2階 201号室
面積	35.00m <sup>2</sup>
構造	木造モルタルレバーリー建 横
賃料	(うち消費税 円) 月々4,000円也 管理費 (うち消費税 金) 月々4,000円也 共益費 金
保証金	(うち消費税 円) 金 4,000円也 (うち消費税 金) 金 4,000円也
敷金	但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い質権設定等に付する、ことを禁ずる。口頭訂をちつて前の趣とする。
貸主	[REDACTED] (以下甲と称す)
借主	[REDACTED] (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に貰い、それを使用及び収益をさせることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うこととした。

第2条 貸借の期間は、2年3ヶ月より5年  
日迄向う3ヶ月毎に更新する。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。  
第3条 乙は賃料毎月を毎月[REDACTED]日迄に甲方に持参し支払うこと。  
ガス、水道、電気、その他消耗品は賃料と別に支払うものとする。但し

賃物を購する取扱公課等は甲の負担とする。公用公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか或は無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件店舗に於て[REDACTED]業以外を営むではない。  
甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に對して明渡を求めることが出来る。

- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
- 2) 貸借物の一部又は全部につき、買賣権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務による破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による脱法的無断買賣権の譲渡、転貸の場合を含む。
- 3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠つた場合。本件建物が既失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問はず建物に損害を与えた時はその状況により損害

つけた時は、貸主は金をもつてこの弁済に充當することができる。  
乙の都合により本契約を解除する時は同時に通告し、期間終了と同時に乙には完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際貸主は期間に応じ清算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降3ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第9条 第10条 連帯保証人は乙と連帶の上、本契約により生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に關し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約条款)  
令和3年2月20日に甲乙双方が更り前ア所有者との  
契約を継承する旨のとおり。  
(資料依頼)

機種登録  
251-2

三  
第

株式会社キワエステート  
有限公司  
代表取締役 常盤隆一  
氏名 0482-62-1771

取引主任者 [REDACTED]

整理番号

252

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】	
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	22年 8月 25日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使途	前原かづえ議員 県政事務所8月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

領収証 前原かづえ 様

金額 ￥20,000円

但 8月分 県政事務所家賃代

2022年 8月 25日 上記正に領収いたしました

[Redacted area for stamp or signature]

[Redacted area for stamp or signature]

[Redacted area for stamp or signature]

The form features decorative floral borders at the top and bottom.

整理番号

307

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 9月 20日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使途	前原かづえ議員 県政事務所9月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

領収証

前原かづえ

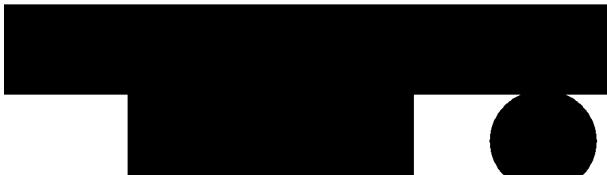
様

金額

¥ 20000 円

但 9月分県政事務所家賃代

22年 9月 20日 上記正に領収いたしました



整理番号 314-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 9月22日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
使途	村岡議員 県政事務所 9月分及び送金料		

## 領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

お取扱日 取扱店 取扱番号 取扱金額

04-09-22 13 104-05 400003 0917

お引き出し口座

電信扱

¥40,000

¥440

使途 : 村岡議員 県政事務所 9月分及び送金料

# 店舗賃貸契約書

第 9 条 ただししなければならない。借主が賠償金額を支払わざ又は借主の支払を怠つた時は、貸主は 金をもつてこの弁済に充当することができる。  
乙の都合により本契約を解除する時は、ケ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借主は期間に応じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降、月分の家賃を支払わなければならぬ。

第 10 条 運賃保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に関する紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)  
① 令和3年1月20日に所有者が変り、前ア所有者ヒリ  
契約を継承するとの事。  
（賃料）

第 13 条 上記契約の証として、本契約書を乙通作成し各当事者署名捺印の上各言通を保有する。

第 14 条 3 年 7 月 30 日  
住 所 \_\_\_\_\_  
賃 主 氏 名 \_\_\_\_\_  
現住所 \_\_\_\_\_

第 15 条 5 年  
賃借の期間は 2 年 3 月 / 日より  
2 年 3 月 / 日迄向う  
（以下甲と称す）  
（以下乙と称す）  
上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。  
第 2 条 賃借の期間は 2 年 3 月 / 日より 5 年  
2 年 3 月 / 日迄向う  
（以下甲と称す）  
（以下乙と称す）  
は甲乙合意の上更新することとも出来る。

第 3 条 乙は賃料科型用分を毎月 未定 日迄に甲方に持参し支払うこと。  
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

第 4 条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか或は無償にて修理するものとする。  
第 5 条 乙は本件店舗に於て 営業以外を営むではない。  
甲乙の合意が成立した場合はこの限りでない。

第 6 条 乙の場合は、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に對して明渡を求めることが出来る。

第 7 条 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 賃借物件の一部又は全部ににつき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。  
3) 乙が賃料の支払を ケ月以上怠つた場合。 本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

所 在 地	川口市西二丁目26番20
物 件 表 示	木造店舗面積 201 号室 面積・室番号 木造店舗 2 階 201 号室 面積 35.00 m <sup>2</sup>
構 築	木造モルタル漆喰外壁
面 積	201 号室
賃 料	(うち消費税 円也) 管理費 (うち消費税 円也) 香料用 4,000円也 共益費 金 金
保 証 金	(うち消費税 円也) 金 金 金 金 4,000円也 (うち消費税 円也)
敷 金	但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い設定等に付することを禁ずる。口頭証をもつて預り証とする。口頭証をもつて預り証する場合を禁ずる。
借 主	（以下甲と称す）
賃 主	（以下乙と称す）

機種番号 34-2

三 準

有限会社 キワエスアート  
代表取締役 常盤 則

0482-62-1771

取引主任者

取引業者

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

運賃保証人

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

現住所

氏 名 \_\_\_\_\_

（以下乙と称す）

（以下甲と称す）

（以下乙と称す）

（以下甲と称す）

（以下乙と称す）

（以下甲と称す）

（以下乙と称す）

（以下甲と称す）

（以下乙と称す）

整理番号

367-1

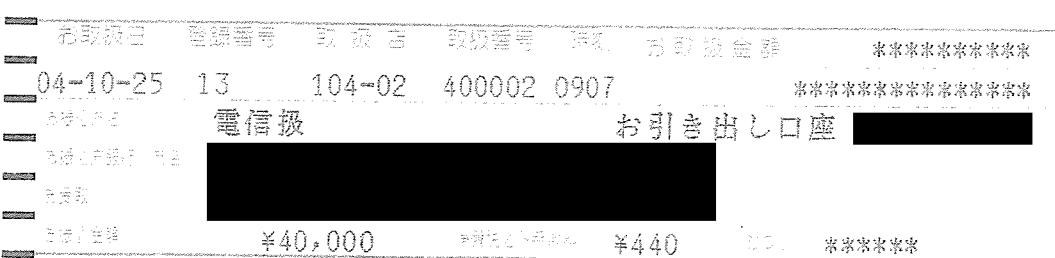
## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 10月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法: (40,000+440)×0.8 )
使途	村岡議員 県政事務所 10月分及び送金料 <small>家賃</small>		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途: 村岡議員 県政事務所 家賃  
10月分 及び 送金料

# 店舗賃貸契約書

(本務所)

所在地	新宿区西2~26~20
面積	35.0m <sup>2</sup>
構造	木造モルタル看板建棟

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借することを約した。  
賃貸期間は 2年3ヶ月より  
2年2月迄向う3ヶ月年間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃料翌月分を毎月 未定 日迄に甲方に支払うこと。  
第4条 甲は水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃物に附する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物品の変動等による賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件店舗に於て 未定 業以外を営むことはならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 双方の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。  
1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。  
3) 其他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号譲り変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を 未定 ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

をつけなければならない。借主が賃借金額を支払わざ又は借貸の支払を怠つた時は、貸主は 未定 金をもつてこの弁済に充当することができる。  
乙の都合により本契約を解除する時は 未定 ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲方に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ清算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲方に解約の意志表示をした日以降 未定 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

第9条

連帯保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担する

ものとする。

第10条

本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第11条

連帯保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担する  
ものとする。

第12条 (特約項)

。令和3年7月30日に所有者が変り、前ア所有者  
契約を継承するとのとする。  
(賃料未払い)

第13条

本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第14条

連帯保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担する  
ものとする。

第15条

上記契約の証として、本契約書を乙通作成し各当事者署名捺印の上各書面を保有する。

第16条

。年7月30日  
住 所 [REDACTED]  
賃主 氏名(甲)

第17条

現住所 [REDACTED]  
借主 氏名(乙)  
現住所 [REDACTED]  
連帯保証人 氏名

第18条

取引業者 氏名  
代理取締役 氏名  
電話番号 [REDACTED]  
取引主任者 氏名 [REDACTED]

第19条

株式会社キワエスティート  
有限公司  
代表取締役 氏名  
電話番号 [REDACTED]

第20条

第21条

第22条

脚注番号	367-2
------	-------

整理番号

370

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 10月 25日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使途	前原かづえ議員 県政事務所10月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

領收証 前原かづえ 様

金額 20,000 円

但 10月分県政事務所家賃代

2022年10月25日 上記正に領収いたしました

整理番号

399

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

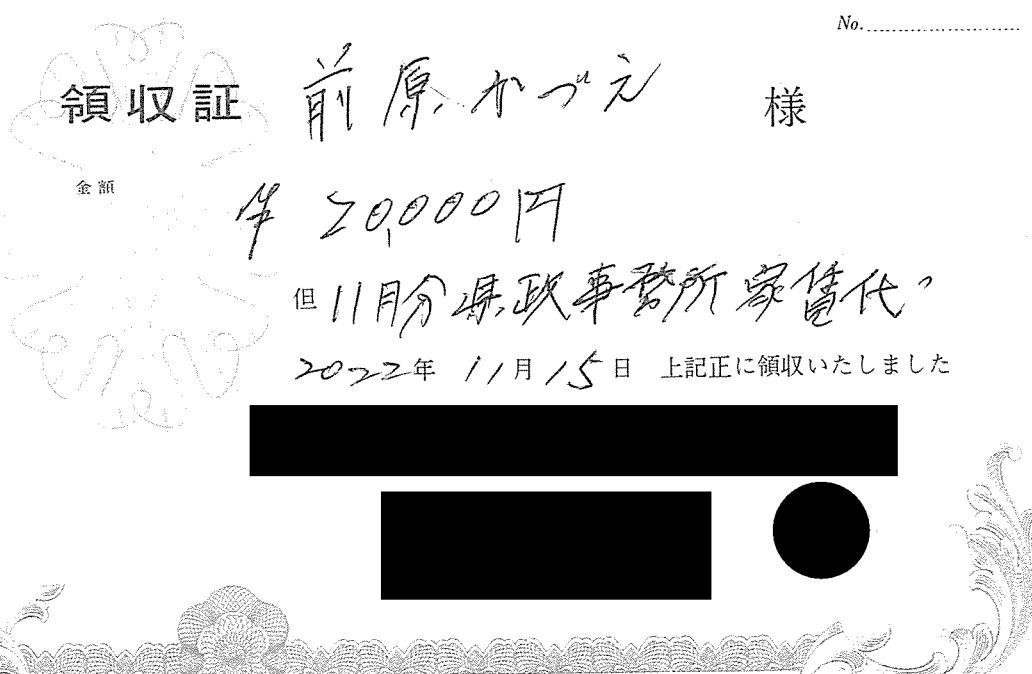
経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 11月 15日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使途	前原かづえ議員 県政事務所11月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....



整理番号 418-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	--

支出年月日	22年 11月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
使途	村岡議員 県政事務所 11月分及び送金料 <i>家賃</i>		

## 領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

領収書  
支拂金額 支拂店番 取扱店番 取扱業者番号 申込番号 お預り金額  
 04-11-25 13 104-05 300019 0919 お引き出し口座  
 電信扱  
 お預り金額  
 お支取  
 銀行名  
 ¥40,000 お預り金額 ￥440 お引出金額

使途 : 村岡議員 県政事務所 11月分及び送金料  
*家賃*

# 店舗賃貸借契約書

賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わざ又は賃貸の支払を怠った時は、賃主は ~~本件~~ 金をもつてこの弁済に充当することができる。

所 在 地	110号小糸町2-26-20
名 称・室番号	本店舗
面 積	35.00m <sup>2</sup>

物 件 の 表 示 構 造 木造モルタル葺瓦建 檻

賃 料	(うち消費税 円也) 営業月 40,000円也	管理費	(うち消費税 円也) 金
保 証 金	(うち消費税 円也) 金	金	(うち消費税 円也) 金

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃借設定等に供することを禁ずる。口頭証をもつて預り証を発行する

賃 主 (以下甲と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に販賣し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを販賣し借貸を支払うことを約した。

賃貸借の期間は ~~2年3月~~ ~~2年3月~~ / 日迄向う ~~5年~~ ~~3年~~ ケ年間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

乙は賃料翌月分を毎月 ~~本~~ 日迄に甲方に持参し支払うこと。

ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し

賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等に

より賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は道作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか又は無償にて戻置するものとする。

乙は本件店舗に於て ~~本~~ 義以外を営むことはない。但し

甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡しを求めることが出来る。

- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
- 2) 貸借物件の一部又は全部につき、販賣の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号後買取等による脱法的無断販賣権の譲渡、転貸の場合を含む。
- 3) 乙が賃料の支払を ~~本~~ ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

第 9 条 第 10 条 本件に關し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道筋的に解決すること。  
連帶保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担する。

第 11 条 本件に關し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道筋的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)  
① 令和3年7月30日に前所有者が更り前所有者との契約を継承する旨とする。

〔 賃料未払込〕

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各専通を保有する。

3年7月30日

賃 主 住 所

氏 名(甲)

氏 名(乙)

氏 名(丙)

現住所 110号小糸町4丁目

賃 主 住 所

氏 名

新潟県長岡市小糸町4丁目5891号

賃 主 住 所

氏 名

新潟県長岡市小糸町4丁目5891号

取引主任者 住 所

氏 名

氏 名

新潟県長岡市小糸町4丁目5891号

整理番号

453

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

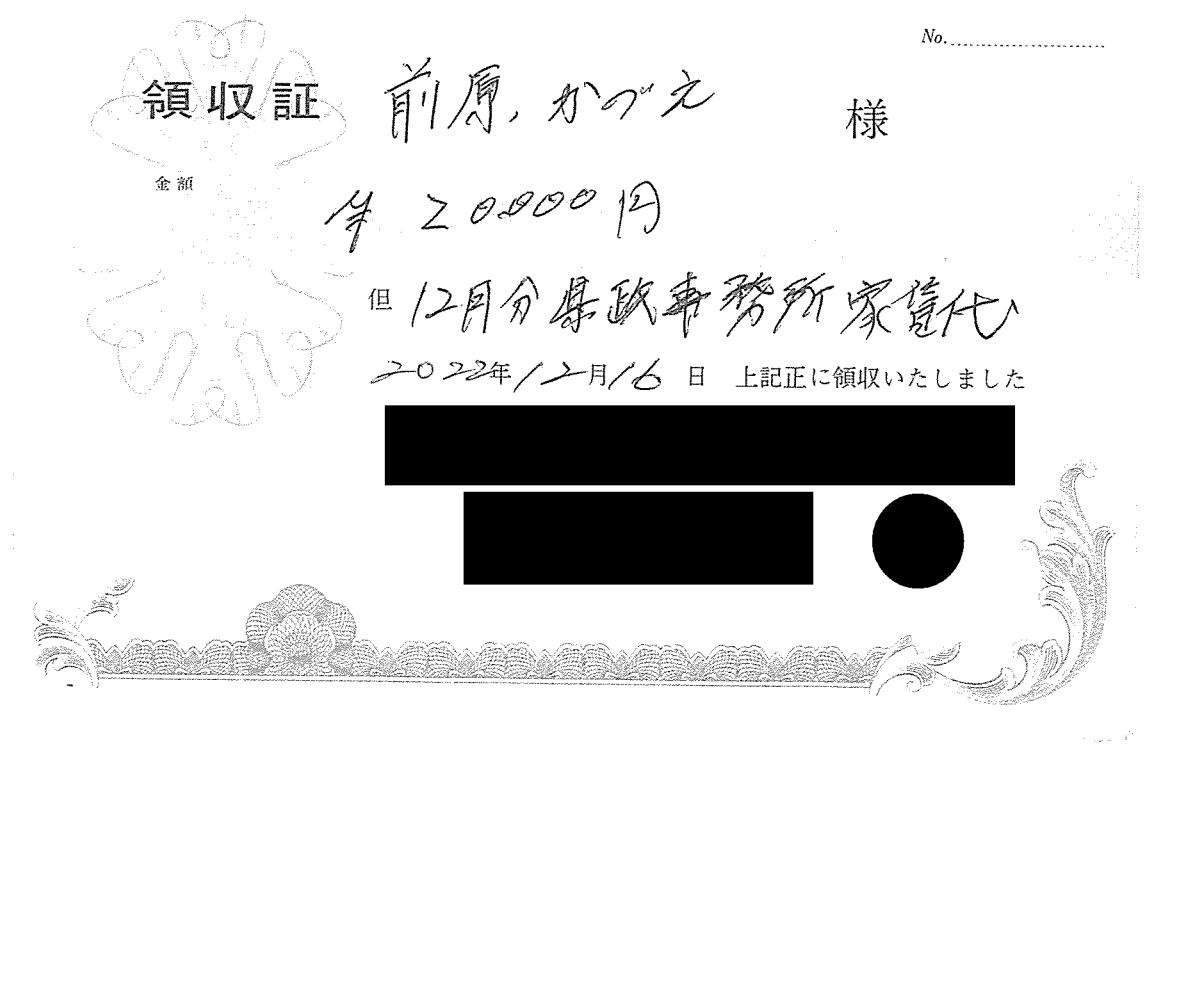
経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 12月 16日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使 途	前原かづえ議員 県政事務所12月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....


**領収証** 前原, かづえ 様  
 金額 ￥ 20,000円  
 但 12月分県政事務所家賃代  
 2022年12月16日 上記正に領収いたしました  




整理番号

458-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費      2:グループ活動費 <b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費      4:要請・陳情等活動費      5:広報費 <b>【経常的経費】</b> 6:人件費      ⑦:事務所費      8:事務費 9:資料購入・作成費      10:交通費		

支出年月日	22年 12月23日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
使 途	村岡議員 県政事務所 12月分及び送金料 <i>家賃</i>		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

支取日 登録番号 取扱室 取扱番号 振込 お取扱金額

04-12-23 13 ×104-05 300018 0917

電信機 お引き出し口座

¥40,000 ¥440

使途 : 村岡議員 県政事務所 12月分及び送金料

*家賃*

# 店舗賃貸契約書

(第2号)

所 在 地	川口市西2～26～20
面 積	本間店舗 2 階 201 号室
構 造	木 造 モルタル瓦葺 2 階 建 横

賃 料	(うち消費税 円也) 4,000円	管理費	(うち消費税 金 金) 1,000円
保 証 金	(うち消費税 円也) 6,000円	共益費	(うち消費税 金 金) 1,500円
支 払 金	金 6,000円		円也

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払に供することを禁ずる。口本證をもつて預の証とする。口別紙預り証を新行する。

賃主 借主 [REDACTED] (以下甲と称す)  
[REDACTED] (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃貸し借戻を受取ることを約した。

第 2 条 賃貸借の期間は 2 年 3 月 / 日より 5 年 2 月 [REDACTED] ケ年間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することをち出来る。

第 3 条 乙は賃料翌月分を毎月 [REDACTED] 日迄に甲方に持参し支払うこと。  
ガス、水道、電気、その他の消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し

賃物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第 4 条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復す力或は無償にて残置するものとする。

第 5 条 乙は本件店舗に於て [REDACTED] の限りではない。但し甲乙の合意が成立した場合は、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件販借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

第 6 条 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 貸物の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。  
3) 乙が賃料の支払を [REDACTED] ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 7 条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件販借契約を解

除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 貸物の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。  
3) 乙が賃料の支払を [REDACTED] ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償の額を支払わざ又は償還の支払いを怠る。

つた時は、賃主は [REDACTED] 金をもつてこの弁済に充當することができる。  
と同時に乙は完全に甲に店舗を解除する時は、3 ケ月前に通告し、期間終了  
精算しつつ乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は申  
に解約の意志表示をした日以降、3 ケ月分の家賃を支払わなければならな  
い。

第 9 条 第 10 条 運賃保証人は乙と連絡の上、本契約により生ずる乙の債務一切を負担する

ものとする。  
第 11 条 本件に関し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道  
路的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)  
今和3年7月30日にア所有者が更り、前ア所有者との  
契約を継承するとの事  
(資料) [REDACTED]

機種番号	458-12
貸主	[REDACTED]
賃主	[REDACTED]
住 所	[REDACTED]
現 住 所	[REDACTED]
連賃保証人	[REDACTED]
取引業者	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
第 号	[REDACTED]

新日本建設株式会社  
有限会社  
代辰建設 常盤塗装  
電話 0482-62-1771

第 号

借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

整理番号

512-

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	6:人件費 7:事務所費 8:事務費	9:資料購入・作成費 10:交通費
【経常的経費】			

支 出 年 月 日	23年 1月25日	支 出 額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
使 途	村岡議員 県政事務所 1月分及び送金料		

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団

05-01-25 13 104-03 300014 0916  
 電信扱 お引き出し口座  
 ¥40,000 ¥440

使途 :村岡議員 県政事務所 1月分及び送金料

# 店舗賃貸契約書

(本件各附)

所 在 地	110号室 西2～26～20
室番号	本店
面 積	25.00m <sup>2</sup>

賃 料	造 木 造 モルタル葺2階建 模	理 費	(うち消費税 内也) 金	管 理 費	(うち消費税 内也) 金
保 証 金	(うち消費税 内也) 金	共益費	(うち消費税 内也) 金	金	(うち消費税 内也) 金
敷 金	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

但し無利息の約定。預金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払に質権設定等に供することを禁する。口座をもつて預り託付する印引領の証を銀行する

借主 [REDACTED] (以下甲と称す)  
賃主 [REDACTED] (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃貸し借主を約することを約した。

第 2 条 賃貸借の期間は 2年3ヶ月より 5年  
2月未日迄向う3ヶ月毎とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第 3 条 乙は賃料翌月分を毎月 [REDACTED] 日迄に甲方に持参し支払うこと。  
ガス、水道、電気、その他消耗品は賃料と別に支払うものとする。但し

賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第 4 条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は作造の模様者の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか或は無償にて残置するものとする。

第 5 条 乙は本件店舗に於て [REDACTED] の限りではない。  
甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第 6 条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に對して明度を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙

が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償しなければならない。借主が賃借金額を支払わざ又は借主を怠つた時は、借主は [REDACTED] 金をもつてこの弁済に充当することができる。

乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借主は期間に応じ精算しおに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降 3ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第 9 条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 10 条 本件に関する場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 11 条 本件に関する場合は当事者は道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)  
① 令和3年7月30日に所有者が更り、前所有者との契約を継承するところ。

〔資料〕[REDACTED]

2-2

上記契約の証として、本契約書を乙通作成し各当事者署名捺印の上各書面を保有する。

3年7月30日

住 所 [REDACTED] 賃 主 氏 名 (甲)

現住所 [REDACTED] 借 主 氏 名 (乙)

現住所 [REDACTED] 連帯保証人 氏 名

現住所 [REDACTED] ②

現住所 [REDACTED] 取引業者 氏 名

現住所 [REDACTED] 代表取締役 氏 名

現住所 [REDACTED] 取引主任者 氏 名

現住所 [REDACTED] ③

現住所 [REDACTED] ④

現住所 [REDACTED] ⑤

現住所 [REDACTED] ⑥

現住所 [REDACTED] ⑦

現住所 [REDACTED] ⑧

整理番号

513

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	23年 1月 25日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法: )
使途	前原かづえ議員 県政事務所1月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

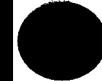
領収証 前原かづえ 様

金額

¥ 20,000 円

但 2023年家賃 1月分

2023年 1月 25日 上記正に領取いたしました



整理番号

56

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	23年 2月 18日	支 出 額	20,000 円
使 途	前原かづえ議員 県政事務所2月分家賃		

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

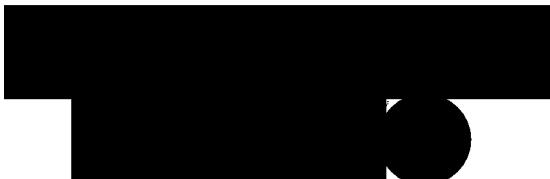
領 収 証 前原かづえ 様

金 額

¥ 20,000 円

但 2月分家賃

2023年 2月 18日 上記正に領収いたしました



使 途: 前原かづえ議員 県政事務所 2月分家賃

整理番号

569-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	23年 2月24日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8 )
-------	-----------	-----	---

使途 村岡議員 県政事務所 2月分及び送金料  
*家賃*

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

支拂日時 会員登録番号 取扱事務所 振込口座番号  
 05-02-24 13 104-03 300021 0913  
 電信扱 お引き出し口座 [REDACTED]  
 ￥40,000 ￥440

使途 村岡議員 県政事務所 2月分及び送金料  
*家賃*

口 請 告 貸 借 計 約 書

(第 1 頁)

所 在 地	川口市三ツ西 2-26-20
物 件 の 名 称・室 番 号	本店舗 2階 201号室
面 積	35.00m <sup>2</sup>

物 件 の 表 構	木 造 モルタル葺 2階 建 棟
費 料	(うち消費税 円セ) 月額 4,000円也
保 証 金	(うち消費税 円セ) 金 40,000円也
數 但し無利息の約定。賃金又は保証金を賃料に充当する事と、もしくは乙の債務支払い負担設定等に供することを禁ずる。(印記をもつて押す) 本記をもつて前記とする	管理費 共益費 (うち消費税 円セ) 金 金 円也

借 主 不 手 は い ど (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第 2 条 賃借の期間は 2 年 3 月 1 日より 5 年

2 月 末 日迄向う 3 年間とする。但し期間満了の場合

(は甲乙合意の上更換することも出来る。  
2 月 末 日迄に甲方に持参し支払うこと。  
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料に別に支払うものとする。但し

賃物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等に

より賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか又は無償にて清掃するものとする。

第 6 条 乙は本件店舗に於て ~~新規~~ 事業以外を営むではない。但し  
甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第 7 条 次の場合には、甲は同らの催告を要しないで直ちに本件賃借契約を解除して乙に対し明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前 2 ヶ条の各規定に違反した場合。  
2) 貸借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸を受けた場合。乙が他の債務による破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による法的無効の譲渡、転貸の場合を含む。  
3) 乙が賃料の支払を 1 ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大

破した場合。

第 8 条 借主は故意又は過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賃貸をしなければならない。借主が賃借金額を支払わざ又は賃貸の支払を怠った時は、賃主は ~~本契約~~ 金をもつてこの弁済に充当する事ができる。

乙の都合により本契約を解除する時は 3 ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ精算し乙に返還すること。一方借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後 3 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に関する場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項) 令和 3 年 7 月 30 日に ~~所有者が更り前ア所有者ヒ~~ 契約を継承する。

(資料提出へ先)

元

上記契約の証として、本契約書を 2 通作成し各当事者署名捺印の上各書面を保有する。

3 年 7 月 30 日

賃 主 氏 名 (甲)

現住所 川口市小山場 47-15

賃 主 氏 名 (乙)

現住所 本店舗 2階 201号室

連帯保証人 氏 名

新規業種登録申請書 2021年 7月 30 日

取引業者 氏 名

有限会社トキワエスター  
代表取締役 常盤隆則  
電話 0482-67-1771

取引主任者 第 1 号

整理番号

597

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	23年 3月 16日	支 出 額	20,000 円
使 途	前原かづえ議員 県政事務所3月分家賃	(按分の積算方法:	)

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No. ....

領 収 証 前原かづえ 様

金 額

20,000 円

但 3月分家賃代

2023年 3月 16日 上記正に領収いたしました

